

平成30年度環境問題史研修（もやい直しー水俣の経験から学ぶ地域再生ー）実施要綱

環境省環境調査研修所

1. 目的

公害を克服すべく取り組み、未来に向けて環境保全を重視した地域づくりを進めている熊本県水俣市において、環境保全を軸とした地域再生の取り組みから地域住民等と連携した環境保全の推進方策を学び、今後の環境行政及び地域再生業務の遂行に必要な専門的知識を習得するとともに、全員合宿による研修生間の交流を通じて相互啓発及びネットワーク形成を図ることを目的とする。

2. 期間及び会場

(1) 期間：平成30年11月13日（火）から11月15日（木）まで（3日間）

(2) 会場：

①現地見学：市立水俣病資料館、(株)JNC工場等（熊本県水俣市）

②講義：水俣環境アカデミア及び国立水俣病総合研究センター（熊本県水俣市）

(3) 宿泊場所：スーパーホテル水俣 〒867-0043 熊本県水俣市大黒町1-1-38

(4) 集合場所：JR新水俣駅

3. 教科内容 別紙のとおりとする。

4. 予定研修人員 20名

5. 研修を受ける資格

次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 国及び地方公共団体等において環境行政を担当している職員及び地域再生など関連する業務を担当している職員

(2) 研修受講に支障のない健康状態にある者

(3) 所属長の推薦を受けた者

6. 研修生推薦の有無

所属長は、研修生を推薦する場合、推薦書に別紙様式による被推薦者の「略歴書」を添えて、**平成30年10月19日（金）までに必着**するよう環境調査研修所所長あて文書により通知すること。

なお、研修生を推薦しない場合においても、前記の推薦期限までにその旨を文書（研修担当者からの事務連絡もしくは公用メールによる連絡でも可）にて通知すること。

7. 研修生の決定

環境調査研修所所長は、6の推薦に基づいて研修生を決定の上、推薦者にその旨を通知する。

8. 修了証書の交付

環境調査研修所所長は、所定の課程を受講した者（原則として1割以上欠課した者を除く。）に対して修了証書を交付する。

なお、受講の状態については、研修終了後所属長に通知する。

9. 経費

次の経費は所属長の負担とする。

(1) 往復に必要な旅費

ただし、環境省の職員については、環境調査研修所から支給する。

(2) 滞在費

ただし、国家公務員（独立行政法人職員を除く。）については日額旅費を環境調査研修所から支給する。

なお、滞在費の内訳は別添のとおり。

平成30年度環境問題史研修（もやい直しー水俣の経験から学ぶ地域再生ー）教科内容

1. 過去と現状を知る（講義、見学）・・・・・・・・・・5. 0時間
水俣病の歴史、経過、現状について理解を深める。
（1）水俣市立水俣病資料館等、関係箇所の見学
（2）水俣病の概要及び国立水俣病総合研究センターの取り組みについて
2. 環境保全を軸とした地域再生の取り組みを知る・・・・・・・・・・7. 25時間
もやい直しの具体的な取り組みから地域住民等と連携した地域再生の手法を学ぶ。
（1）もやい直しに関する取り組み（市民の取り組み）
（2）水俣市の環境への取り組み（熊本県の取り組み含む）
（3）エコタウンの見学（リサイクルの推進）
3. 研修のまとめ（ふり返り、考察）・・・・・・・・・・1. 25時間
1. 及び2. で得たものをふりかえり、討議の中で再確認や今後の展望等を考察する
4. その他（開講式、オリエンテーション等）・・・・・・・・・・0. 5時間

合計 14. 0時間

（注）

- 都合により一部内容を変更することがあります。
- 初日は13時00分より行う予定です。12時30までにJR新水俣駅までお集まりください。
- 最終日の式終了時間は14:45（JR新水俣駅着 15:15 予定）を予定しておりますが、講義時間の延長等により若干遅れる場合があります。帰路の航空機や列車等の時間により、講義を欠席、早退することは認めません。